

天草市スポーツコミッションオフィシャルパートナー募集要項

令和4年12月1日施行

令和6年4月1日改訂

1. 募集の目的

本要項は、スポーツや運動を通じて健康増進や競技力の向上が図られる環境づくりと、新たな交流機会の創出による地域活性化を図るため、天草市スポーツコミッションと協賛事業者との間で良好なパートナーシップを築いて、スポーツコミッションの各種事業に協働で取り組んでいくことを目的とします。

2. オフィシャルパートナーの期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

※但し、有効期間が満了する1か月前までに申し出が行われないうちは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新されるものとし、それ以降も同様に年度ごとに更新するものとします。なお、年度途中からの加入も可能です。

3. オフィシャルパートナーの概要

(1) プラチナパートナー 協賛金：年間 **33,000円（税込）**

天草市内で宿泊事業を営む事業者を対象に次のサービスを提供します。

- 合宿者等からの“宿泊”に関する問い合わせに対して事業者を紹介します。
- 「〇〇は天草市スポーツコミッションの△△パートナーです」等の名称を使用できます。
- 天草市陸上競技場（仮称）で開催される各種大会時において自社看板の設置ができます。
- 天草市スポーツコミッションのホームページへバナーが掲載できます。
- 「天草市スポーツコミッション」の名称を付した商品開発ができます。

○応募の要件

- ①市内で宿泊業を営業する事業者であること
- ②その他、応募要件で定める条件を満たす事業者であること

(2) ゴールドパートナー 協賛金：年間 **16,500円（税込）**

天草市内で飲食（弁当の提供）事業を営む事業者を対象に次のサービスを提供します。

- 合宿者等からの“弁当”に関する問い合わせに対して事業者を紹介します。
- 「〇〇は天草市スポーツコミッションの△△パートナーです」等の名称を使用できます。
- 天草市陸上競技場（仮称）で開催される各種大会時において自社看板の設置ができます。
- 天草市スポーツコミッションのホームページへバナーが掲載できます。
- 「天草市スポーツコミッション」の名称を付した商品開発ができます。

○応募の要件

- ①市内で飲食（弁当の提供）業を営業する事業者であること
※飲食及び弁当両方の提供を取り扱う事業者は本プログラムに該当します
- ②その他、応募要件で定める条件を満たす事業者であること

(3) **シルバーパートナー** 協賛金：年間 **11,000 円 (税込)**

天草市内の事業者で、プラチナ、ゴールドパートナーの対象者を除く事業者を対象に次のサービスを提供します。

- 「〇〇は天草市スポーツコミッションの△△パートナーです」等の名称を使用できます。
- 天草市スポーツコミッションのホームページへバナーが掲載できます。
- 「天草市スポーツコミッション」の名称を付した商品開発ができます。

○応募の要件

- ①市内で営業する事業者であること
- ②その他、応募要件で定める条件を満たす事業者であること

(4) **サプライヤー**

協賛：年間 30,000 円以上の物品、サービス等の提供

天草市と連携協定等を締結している事業者、若しくは各年度 3 万円以上の物品やサービス等の提供をしていただける事業者を対象に次のサービスを提供します。

- 「〇〇は天草市スポーツコミッションの△△パートナーです」等の名称を使用できます。
- 天草市スポーツコミッションのホームページへバナーが掲載できます。

【オフィシャルパートナーに提供する各サービスについて】

サービス内容	プラチナ パートナー	ゴールド パートナー	シルバー パートナー	サプライヤー
合宿者等からの“宿泊”“弁当”に関する問い合わせに対する事業者の紹介	● 宿泊	● 弁当	-	-
「〇〇は天草市スポーツコミッションの△△パートナーです」等の名称の使用	●	●	●	●
天草市陸上競技場（仮称）で開催される各種大会時における自社看板の設置 注) 主催者の了承を得られた時のみ設置可 注) 看板は各自で製作※サイズは指定	●	●	△ ※1	●
天草市スポーツコミッションホームページへバナーの掲載	●	●	●	●
「天草市スポーツコミッション」の名称を付した商品等の開発	●	●	●	●

※1. 既定の協賛金に「**3,300 円 (税込)**」追加により対応が可能

4. 応募要件

(1) プラチナパートナーの条件

- ①宿泊に係る営業許可証を受けていること
- ②対人、対物の各種賠償責任保険に加入していること

(2) ゴールドパートナーの条件

- ①飲食（弁当の販売提供に関する）営業許可証を受けていること
- ②対人の各種賠償責任保険に加入していること

(3) オフィシャルパートナー共通の条件（サプライヤー含む）

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されていないもの
- ②市から指名停止措置を受けていないもの
- ③国税及び地方税を滞納していないもの
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当しないもの又はこれに類似しないもの
- ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続きまたは会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き中でないもの
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっていないもの
- ⑦暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないもの

5. 申し込み方法

オフィシャルパートナーへの加入については、[様式①]「天草市スポーツコミッションオフィシャルパートナー申込書」をスポーツコミッション事務局へ提出していただきます。その後、オフィシャルパートナーとして承認された場合には市と契約を締結します。※但し、サプライヤーは除きます。

有効期間（年度末）が満了する 1 か月前までに、翌年度の契約を交わさない旨の申し出が行われないうちは、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間、更新されるものとしします。

6. 留意事項

オフィシャルパートナー決定後に、オフィシャルパートナーが「4. 応募要件」に掲げる要件を欠くこととなった時、又は社会的信用を著しく損なうなどオフィシャルパートナーとして相応しくないと認められると判断した場合は、オフィシャルパートナーの取り消し及び契約の解除をすることが出来るものとしします。

7. その他

- (1) 協賛金は、契約書に定める期日までに振り込むものとしします。

※但し、サプライヤーは除きます。

- (2) 年度途中から加入する場合の協賛金については、月割り（加入した月を含む）で計算することとし、その際 100 円未満の金額は切り捨てて算出します。

- 計算例1) プラチナパートナー (3万3千円) に11月3日に加入する場合
加入月数は、11月～3月までの5カ月間・・・①

30,000円÷12月=2,500円・・・② (1月当たり)

②2,500円×①5カ月=12,500円

12,500円×1.1=13,750円が協賛金

- 計算例2) シルバーパートナー (1万1千円) に1月15日に加入する場合
加入月数は、1月～3月までの3カ月間・・・①

10,000円÷12月≒833円 (小数点以下切り捨て)・・・② (1月当たり)

②833円×①3カ月=2,499円

2,499円×1.1=2,748⇒2,700円が協賛金

※なお、年度の中で協賛者の意向による場合、又はパートナー要件を欠いたことによる脱退の場合、協賛金の返金は致しません。

- (3) プラチナパートナー、シルバーパートナーにおける「合宿者等への紹介 (宿泊、弁当)」については、合宿者等からの問い合わせがスポーツコミッションにあった場合に、オフィシャルパートナーを優先的に紹介するものです。ただし、合宿者等からの条件や要望 (場所や料金等) に該当するオフィシャルパートナーがない場合や、大勢の人数を受け入れる大会・合宿等においてオフィシャルパートナーだけで受け入れることができない場合等は、例外的にオフィシャルパートナー以外を紹介することがあります。
- (4) 「〇〇は天草市スポーツコミッションの△△パートナーです」等の使用については、各事業者が自由に使用することができます。
- (5) 「天草市陸上競技場 (仮称) で開催される各種大会時における看板」については、スポーツコミッションが指定する規格で、各オフィシャルパートナーの負担により製作していただきます。また、看板の設置や保管についてはスポーツコミッションで行います。
なお、看板の掲出については、大会や合宿等の主催者の了承を得られた場合のみに掲出します。
- (6) 「天草市スポーツコミッションホームページに掲載するバナー」については、スポーツコミッションが指定する規格で、各オフィシャルパートナーの負担により製作していただきます。
- (7) 「天草市スポーツコミッション」の名称を付した商品等の開発について、該当する商品の販売等を行う場合には、事前にスポーツコミッションへ内容等について協議のうえ、了承後に販売できるものとします。